

町民の声への回答

【タイトル】 新生児への給付金について

お問い合わせいただいた新生児への特別給付金についてですが、八頭町では次の要件に該当する場合、特別給付金として対象児童1人につき10万円を支給させていただくこととしております。

○給付対象となる児童

令和2年4月28日から令和3年3月31日に出生し、八頭町に住民登録された児童

○申請・受給権者

次の1、2に該当する方

1. 令和2年4月27日から申請日までの期間、継続して八頭町に住民登録されている方
(令和2年4月28日以降に転出・転入した人は対象外)
2. 給付対象となる乳児と同一世帯に住民登録されている親権者で、児童と同居しこれを
監護し生計同一の方